

事務連絡
令和3年2月3日

国土交通省住宅局
住宅総合整備課関係法人 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長等
を受けた対応について（協力依頼）

昨日開催された第54回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が栃木県を除く10都府県に変更されるとともに、これらの地域に緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、昨日開催された第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴法人等におかれましては、引き続き、緊急事態宣言・基本的対処方針を踏まえた適切なお対応、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底に取り組んでいただくとともに、在宅勤務（テレワーク）等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る営業時間短縮要請についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

- ・（別添）第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣発言（令和3年2月2日）

第17回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年2月2日

大臣指示

(基本的対処方針の変更)

- 本日19時からの「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置を実施すべき区域を栃木県を除く10都府県に変更するとともに、これらの地域に緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定されました。この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されました。

- 対象10都府県については、引き続き、これまでと同様の対応が求められております。また、栃木県についても、対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。そのため、私からは、1月7日付けで指示した各種の取組について、引き続き、実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。

- 具体的には、
 - ・ 対象10都府県及び栃木県における外出・移動の自粛の観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置、高速道路周遊パスの新規申込の受付停止の取組を継続実施すること
 - ・ 公共交通機関等のエッセンシャルワーカーを含めた所管事業

者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の更なる徹底等について協力を要請すること

- ・ 緊急事態宣言下における各業界の事業経営や雇用等の状況について、前広に把握の上、資金繰りに関する支援策についての相談窓口の設置等の必要な支援を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと

- ・ 省内の体制確保については、対象10都府県及び栃木県において、在宅勤務・交代制勤務等により、出勤職員を通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも、機能が著しく損なわれることのないようにすることなどを指示いたします。

○ 加えて、新型コロナウイルスのワクチンについて、万全な接種体制を確保するべく、関係省庁等と連携し、その輸送手段の確保に万全を期してください。

○ また、Go To トラベル事業については、全国一律で一時停止措置を講じているところですが、緊急事態宣言の延長が決定されたことに伴い、令和3年3月7日まで一時停止措置を継続することといたします。

○ 観光関連産業については、飲食店のように時短要請の対象にはなっていませんが、Go To トラベル事業の長期にわたる停止措置により、大変厳しい状況にあります。観光関連事業者が事業継続

を断念せずに、本事業の再開を迎えることができるよう、効果的な支援策を早急に検討してください。

- 最後に、基本的対処方針の変更を受け、改めて国土交通省の幹部が自ら緊張感をもってしっかり取り組んでいくべく、決意を新たにして頂きたいと思います。

- 私からは以上です。